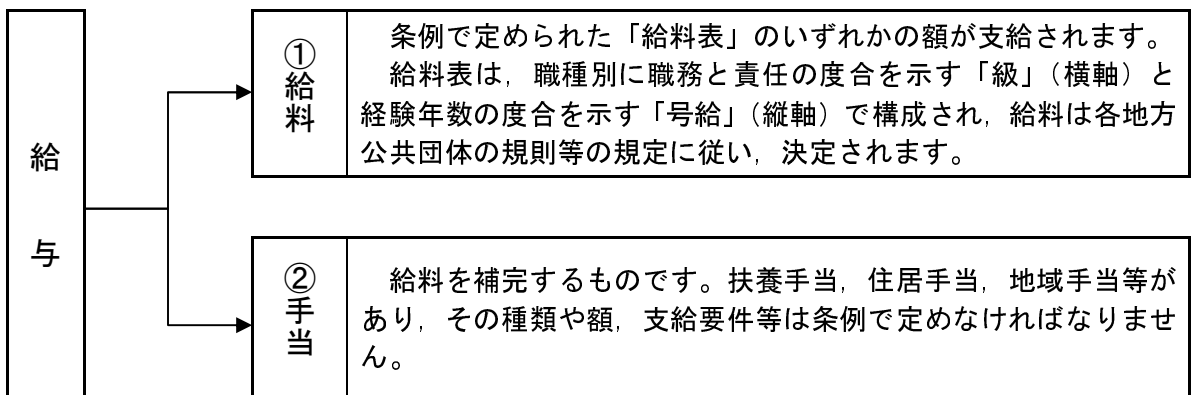


広島県内の市町の給与の状況について
(平成25年度)

《目次》

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等	・・・	1
2. 市町のラスパイレス指数の推移	・・・	2
3. 市町の初任給決定状況	・・・	3
4. 市町の経験年数別平均給料月額	・・・	4
5. 市町の給与削減措置の実施状況	・・・	5
6. 市町の主な諸手当の状況	・・・	6

《地方公務員の給与》



なお、給与は「労務の対価」ですから、慶弔見舞金、記念品等の給付、職員の個人的利益に帰属しない運動場等の利用などの福利厚生事業は給与には含まれません。

《地方公務員の給与決定の原則》

- ① 職務給の原則（地方公務員法（以下「地公法」という。）第24条第1項）
職員の給与は、その職務と職責に応ずるものでなければならない。
- ② 均衡の原則（地公法第24条第3項）
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ③ 条例主義の原則（地公法第24条第6項等）
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等（一般行政職）

市町名	H25. 4. 1 現在				H25. 7. 1 現在
	ラスパイレス指数 【 】は地域手当補正後のラスパイレス指数		平均給料月額 (百円)	平均年齢 (歳)	ラスパイレス指数 【 】は地域手当補正後のラスパイレス指数
	国減額後	国減額前 参考値(※1)			
国	100.0	100.0	3,072 (3,324)	43.1	100.0
呉市	109.5	101.2	3,662	46.3	106.0
竹原市	110.7	102.2	3,260	40.5	104.4
三原市	106.3	98.2	3,218	41.5	99.8
尾道市	109.4	101.0	3,530	44.6	100.4
福山市	109.2	100.9	3,226	41.3	103.5 ※H25. 10. 1 現在
府中市	108.3	100.0	3,364	43.3	107.8
三次市	106.1	98.0	3,480	45.0	99.7
庄原市	103.9	96.0	3,127	41.8	99.1
大竹市	105.7	97.6	3,210	41.3	100.7
東広島市	109.0	100.7	3,357	42.4	103.1
廿日市市	105.7	97.7	3,328	43.8	100.1
安芸高田市	109.3	100.9	3,543	45.2	103.0
江田島市	104.1	96.1	3,350	44.8	99.4
府中町	108.0	99.8	3,415	44.2	99.8
海田町	105.7	97.6	2,946	39.2	100.4
熊野町	103.5	95.6	3,159	42.9	99.9
坂町	102.4【99.4】	94.5【91.7】	3,169	43.1	100.3【97.4】
安芸太田町	104.1	96.1	3,238	43.5	100.4
北広島町	107.4	99.1	3,487	45.0	102.6
大崎上島町	101.9	94.1	3,232	44.8	99.5
世羅町	104.9	96.9	3,235	42.7	100.4
神石高原町	105.4	97.4	3,297	43.3	100.8
市町平均(※2)	107.6	99.4	3,360	43.3	103.2
市平均(※2)	108.0	99.8	3,374	43.2	103.8
町平均	105.3	97.3	3,276	43.3	100.4
全国市平均(※3)	106.6	98.5			
全国町村平均	103.2	95.4			
全団体平均	106.9	98.8			

※1 「参考値」、平均給料月額の（ ）は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値（以下同じ。）

※2 広島市を除いた数値

※3 政令指定都市を除いた数値

（参考）ラスパイレス指数とは

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響して来ることがあります。

ラスパイレス指数は、統計的な変動・人員分布の影響が大きいため、単年度の比較ではなく、数年の傾向としてみる事が大切です。

2. 市町のラスパイレース指数の推移

【一般行政職】

H25. 4. 1 現在

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度		25 年度		対前年度増減		
					国減額後	国減額前 (参考値)	国減額後	国減額前 (参考値)	国減額後	国減額前 (参考値)	
呉 市	98.2	98.4	98.7	98.5	106.6	98.5	109.5	101.2	2.9	2.7	
竹 原 市	101.8	102.1	102.8	103.0	111.0	102.6	110.7	102.2	▲0.3	▲0.4	
三 原 市	97.8	98.4	98.7	97.9	106.3	98.3	106.3	98.2	0.0	▲0.1	
尾 道 市	99.8	98.3	99.5	99.8	109.8	101.5	109.4	101.0	▲0.4	▲0.5	
福 山 市	101.1	100.3	100.7	100.3	108.9	100.6	109.2	100.9	0.3	0.3	
府 中 市	99.3	98.1	98.8	99.6	107.9	99.7	108.3	100.0	0.4	0.3	
三 次 市	97.3	97.8	98.0	98.6	106.6	98.5	106.1	98.0	▲0.5	▲0.5	
庄 原 市	92.4	94.4	96.7	96.3	104.5	96.6	103.9	96.0	▲0.6	▲0.6	
大 竹 市	95.9	96.4	97.6	98.3	107.2	99.0	105.7	97.6	▲1.5	▲1.4	
東 広 島 市	100.2	100.9	101.2	100.6	109.1	100.8	109.0	100.7	▲0.1	▲0.1	
廿 日 市 市	97.7	95.1	94.6	97.2	105.3	97.4	105.7	97.7	0.4	0.3	
安 芸 高 田 市	97.0	97.6	101.1	101.0	109.1	100.8	109.3	100.9	0.2	0.1	
江 田 島 市	94.8	94.5	94.4	94.6	103.6	95.7	104.1	96.1	0.5	0.4	
府 中 町	100.3	100.4	100.6	101.1	108.9	100.7	108.0	99.8	▲0.9	▲0.9	
海 田 町	96.5	94.7	96.0	96.9	104.9	96.9	105.7	97.6	0.8	0.7	
熊 野 町	94.4	95.1	94.3	95.0	103.1	95.2	103.5	95.6	0.4	0.4	
坂 町	94.2 【91.5】	94.1 【91.4】	92.6 【89.9】	93.3 【90.6】	102.0 【99.0】	94.2 【91.5】	102.4 【99.4】	94.5 【91.7】	0.4 【0.4】	0.3 【0.2】	
安 芸 太 田 町	91.9	91.9	95.6	95.2	103.7	95.8	104.1	96.1	0.4	0.3	
北 広 島 町	94.9	97.4	97.7	98.1	105.9	97.7	107.4	99.1	1.5	1.4	
大 崎 上 島 町	92.1	92.7	92.9	94.0	101.6	93.8	101.9	94.1	0.3	0.3	
世 羅 町	93.8	97.4	98.2	98.1	105.0	97.0	104.9	96.9	▲0.1	▲0.1	
神 石 高 原 町	94.7	94.8	97.4	97.1	104.6	96.6	105.4	97.4	0.8	0.8	
合 計	市 計 (広島市除く)	98.6	98.5	99.1	99.2	107.6	99.5	108.0	99.8	0.4	0.3
	町 村 計	95.2	96.0	97.4	97.6	105.0	97.1	105.3	97.3	0.3	0.2
	県 計 (広島市除く)	98.1	98.1	98.8	98.9	107.2	99.1	107.6	99.4	0.4	0.3

※【 】は地域手当補正後のラスパイレース指数

【状況】

- ・ 県内の市町平均は、近年微増傾向にあります。要因として、50歳台後半層の給与抑制措置を行っている団体が少ない等が考えられます。
- ・ 全国平均と比較すると、県内の市（広島市を除く）では1.4ポイント、県内の町では2.1ポイント全国平均より高い水準にあります。

3. 市町の初任給決定状況（一般行政職）

H25. 4. 1 現在

市町名	初任給決定状況			
	大学卒（試験）		高校卒（試験）	
	初任給基準額(円)	号給	初任給基準額(円)	号給
国	172,200 (164,000)	1-25	140,100 (133,400)	1-5
呉市	181,200	1-33	149,800	1-13
竹原市	178,800	1-29	149,800	1-13
三原市	185,800	1-33	149,800	1-13
尾道市	172,200	1-25	140,100	1-5
福山市	178,800	1-29	144,500	1-9
府中市	172,200	1-25	144,500	1-9
三次市	172,200	1-25	144,500	1-9
庄原市	172,200	1-25	144,500	1-9
大竹市	178,800	1-29	144,500	1-9
東広島市	178,800	1-29	149,800	1-13
廿日市市	178,800	1-29	149,800	1-13
安芸高田市	161,600	1-21	140,100	1-5
江田島市	172,200	1-25	140,100	1-5
府中町	178,800	1-29	149,800	1-13
海田町	178,800	1-29	149,800	1-13
熊野町	—	—	140,100	1-5
坂町	172,200	1-25	144,500	1-9
安芸太田町	172,200	1-25	140,100	1-5
北広島町	161,600	1-21	140,100	1-5
大崎上島町	—	—	140,100	1-5
世羅町	—	—	140,100	1-5
神石高原町	172,200	1-25	140,100	1-5

※（ ）は給与削減措置に伴う減額後の額。100円未満は四捨五入

4. 市町の経験年数別平均給料月額

H25. 4. 1 現在

市町名	ラスパイレス指数		一般行政職 (単位：百円)					
	国減額前 (参考値)		大 卒			高 卒		
			10～14年	15～19年	20～24年	10～14年	15～19年	20～24年
国	100.0	100.0	2,644 (2,859)	3,099 (3,363)	3,507 (3,816)	2,235 (2,370)	2,682 (2,902)	3,021 (3,274)
呉市	109.5	101.2	2,911	3,430	3,787	2,728	2,977	3,326
竹原市	110.7	102.2	2,923	3,400	3,850	—	*	*
三原市	106.3	98.2	2,781	3,159	3,661	*	2,906	3,233
尾道市	109.4	101.0	2,894	3,408	3,743	*	2,761	3,355
福山市	109.2	100.9	2,703	3,438	3,745	2,238	2,950	3,355
府中市	108.3	100.0	2,827	3,332	3,676	2,592	*	3,458
三次市	106.1	98.0	2,871	3,244	3,638	*	2,869	3,418
庄原市	103.9	96.0	2,679	3,028	3,607	*	2,771	3,116
大竹市	105.7	97.6	2,832	3,435	3,716	*	—	3,364
東広島市	109.0	100.7	2,846	3,437	3,712	2,449	2,969	3,412
廿日市市	105.7	97.7	2,746	3,147	3,624	*	*	3,198
安芸高田市	109.3	100.9	2,864	3,301	3,775	2,568	3,043	3,479
江田島市	104.1	96.1	2,717	3,070	3,536	—	2,821	3,164
府中町	108.0	99.8	2,764	3,341	3,753	*	2,937	3,538
海田町	105.7	97.6	2,745	3,257	3,641	—	—	*
熊野町	103.5	95.6	2,695	3,110	3,623	—	—	3,240
坂町	102.4 【99.4】	94.5 【91.7】	2,531	3,020	3,643	*	—	*
安芸太田町	104.1	96.1	2,802	2,997	3,686	*	2,724	3,209
北広島町	107.4	99.1	2,954	3,327	3,689	—	2,972	3,313
大崎上島町	101.9	94.1	2,689	*	*	—	*	3,101
世羅町	104.9	96.9	2,737	3,141	3,620	*	2,813	3,342
神石高原町	105.4	97.4	2,769	3,142	3,579	*	2,906	3,204

※「—」…該当職員なし、「*」…該当職員が3人以下のため記載していない。

※ 国の（ ）は、国家公務員の給与減額支給措置がないとした場合の値

※【 】は地域手当補正後のラスパイレス指数

5. 市町の給与削減措置の実施状況（一般職）

H26. 1. 1 現在

市町名	一般職		削減期間
	給料等	その他手当	
呉市	—	管理職手当 10%引下	H20. 4～H26. 3
竹原市	—	—	—
三原市	—	—	—
尾道市	—	—	—
福山市	—	—	—
府中市	—	—	—
三次市	—	—	—
庄原市	—	—	—
大竹市	—	—	—
東広島市	—	—	—
廿日市市	—	—	—
安芸高田市	—	—	—
江田島市	—	—	—
府中町	—	—	—
海田町	—	—	—
熊野町	—	—	—
坂町	—	—	—
安芸太田町	—	—	—
北広島町	—	—	—
大崎上島町	—	—	—
世羅町	—	—	—
神石高原町	—	—	—

※国からの要請に基づく給与減額支給措置については含まない

6. 市町の主な諸手当の状況

H25. 4. 1 現在

市町名	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当
国	①配偶者：13,000円 ②配偶者以外 (配偶者なし, うち1人) ：11,000円 (その他)：6,500円 ③特定期間の加算※ ：5,000円	広島市：10% 廿日市市・府中 町・海田町・坂 町：3%	①借家： 最高額 27,000円 ②配偶者等の居住する 借家：①の2分の1 ③自宅：無	①交通機関： 2km以上, 最高 55,000円 ②自動車： 2km以上, 最高 24,500円
呉市	国と同じ	—	①借家： 最高額 27,500円 ③自宅：3,300円	①：1.5km以上, 上限なし ②：1.5km以上, 最高 33,600円, 距離区分が国と異なる
竹原市	国と同じ	—	国と同じ	②：距離区分が国と異なる
三原市	国と同じ	—	③自宅：3,300円	②：距離区分が国と異なる
尾道市	国と同じ	—	国と同じ	②：1km以上, 最高 24,700円, 距離区分が国と異なる
福山市	③特定期間の加算： 5,500円	—	③自宅：3,300円	①：定期券価格相当額 ②：最高 29,900円, 距離区分が国と異なる
府中市	国と同じ	—	国と同じ	②：距離区分が国と異なる
三次市	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
庄原市	国と同じ	—	国と同じ	②：最高 34,700円, 距離区分が国と 異なる, 有料駐車場加算 1,000円
大竹市	③特定期間の加算： 5,500円	—	③自宅：2,500円	②：最高 21,800円, 距離区分が国と異なる
東広島市	国と同じ	—	③自宅：3,300円	②：距離区分が国と異なる
廿日市市	国と同じ	廿日市市：3%	③自宅：3,300円	②：最高 49,700円, 距離区分が国と異なる
安芸高田市	国と同じ	—	③自宅：2,500円 ※～新築後5年, 市内居住	国と同じ
江田島市	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
府中町	国と同じ	府中町：3%	国と同じ	②：距離区分が国と異なる
海田町	国と同じ	海田町：3%	国と同じ	国と同じ
熊野町	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
坂町	国と同じ	坂町：0%	国と同じ	国と同じ
安芸太田町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高 55,000円, 距離区分が国と異なる
北広島町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高 48,000円, 1kmあたり 800円 (2km以上対象)
大崎上島町	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
世羅町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高 40,000円, 往復距離 1kmあたり 20円×21日
神石高原町	国と同じ	—	国と同じ	①：1km以上, 運賃相当額 ②：1km以上, 最高 27,000円, 距離区分が国と異なる

注1 地域手当以外の手当については、国の各項目(①～③)に対して、取扱いが異なるものを記載しています。

(記載しているもの以外は「国と同じ」です。)

注2 ※扶養手当の「特定期間の加算」とは15歳から22歳までの子に対する加算措置です。

注3 市町の地域手当については、各市町の本庁舎に勤務している職員の地域手当の支給率を記載しています。